

日時場所 令和3年10月20日 午後2時25分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名  
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江  
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝  
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 18名  
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子  
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学  
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一  
24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾  
28番 阿久津文枝 29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 なし

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第22号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第23号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第54号 非農地証明願について
- 第8 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

なお、推進委員につきましては20名中20名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田絹江議長

ただ今から、令和3年10月 日光市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

( 議事日程を朗読 )

福田絹江議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思えます。10番小池毅委員、11番渡邊悦子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田絹江議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」との声あり )

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田絹江議長

日程第3、報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 川村光代主任挙手 )

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第22号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページとなります。先月の5条申請は6件ございました。

なお、6番の案件につきましては、令和3年9月17日に取下げとなっております。許可書につきましては5件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年9月21日。許可日および指令番号につきましては、令和3年9月21日、日農委指令第5-28号から32号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田絹江議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

福田絹江議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第23号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

( 大島尚美副主幹挙手 )

福田絹江議長

はい、大島副主幹

大島尚美副主幹

報告第23号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、3ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は1件で、農業委員会扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田絹江議長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

よろしいですか。

( 「はい。」との声あり )

福田絹江議長

ないようですので次に移ります。日程第5、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、担い手育成部会が担当しております。小池部会長から全体の説明をお願いします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

今回は、10月18日に担い手育成部会で現地調査を行いました。調査地域は今市地域10件、藤原地域1件、合計11件です。2班編成で実施し、1班は私、小池、富田順子委員、大島昭吾委員、事務局から沼尾局長、川村主任が対応しました。2班は高橋久美子副部会長、福田富美男委員、福田会長、事務局から福田係長、永吉副主幹が対応しました。担当委員ですが、議案第52号の第3条申請の1番が福田委員、2番が高橋委員、3番が大島委員、4番が富田委員、5番が福田委員、議案第53号の第5条申請の1番が富田委員、2番が私、小池、3番が大島委員、4番が高橋委員、議案第54号の非農地証明願の1番が福田委員、2番が富田委員です。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、議案第52号の農地法3条の番号1番について担当委員の説明を求めます。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田推進委員。

福田富美男推進委員

私は、総会資料4ページ、議案第52号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市小倉地内において使用貸借を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地は申請のとおりです。申請地はJR日光線文挾駅から南へ約1.2メートルに位置した場所です。JR日光線文挾駅から国道121号線を南に1.2キロメートルほど進んだ西側一帯に申請地が点在しています。申請地は13筆で、登記簿地目は田と畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、野菜などを作付けしております。申請地は譲受人の自宅近くにあり農地取得後も水稻及びネギ・白菜などの栽培を行う予定です。こちらの写真が現在の農地になります。きれいに管理されています。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋久美子農業委員

ただいまの議案については、写真でご覧いただいたとおり、どの農地もきれいに管理されておりました。部会では許可相当との統一見解です。ご審議の程宜しく願いいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(川村耕一農業委員挙手)

はい、川村農業委員。

川村耕一農業委員

これは親子間の契約ですね。使用貸借期間が10年となっておりますが、これはこういった形の契約なのでしょうか。

(鯉沼慶主任挙手)

はい、鯉沼主任。

福田絹江議長

鯉沼慶主任

この案件は、もともと農業者年金の経営移譲年金を受けている案件です。先月5条申請の案件がありましたので、これを一度すべて解約して転用する農地を除いた農地を従来通り10年間で再度契約するものです。そうすることで、引き続き農業者年金を受給することができるという形の手続きとなっております。

福田 絹江 議長

す。

他に何かございませんか。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋農業委員。

高橋久美子農業委員

私は総会資料5ページ、議案第52号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市木和田島地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明です。申請地は、木和田島地内、猪倉小学校から西へ、約1キロメートルの場所に位置します。案内図による説明です。猪倉小学校から新里街道を北西へ1.1キロメートルほど進み、左折して南へ400メートルほど入ったところに申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目・現況ともに田となっております。写真では一枚の田に見えますが、この一筆が今回の申請地です。隣りの広いほうの田は中間管理機構を通して売買が済んでいます。申請地は買戻特約がついて登記されていたため今回の申請となりました。譲受人は所有農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び野菜・果樹を栽培しております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

この案件は、先程の説明のとおり、中間管理機構で対応できなかった部分を3条申請により売買、登記する案件です。何ら問題はないという部会での総意です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、部会以外の方からのご意見等をお受けいたします。

今、発表の中に「買戻特約」という耳慣れない言葉がありました。これについて事務局から説明をしていただけますか。

(鯉沼慶主任挙手)

はい、鯉沼主任。

鯉沼慶主任

この買戻特約ですが、売買して登記した時に登記簿に記載されるもので、売主が買主に売買代金を支払うことにより、買主から買い戻せるという特約付きの登記です。これは明治時代に売買、記載されたもので、期間としてはとっくに過ぎていますが、記載だけが残ってしまっているという状況です。記載がある以上は、農業公社の方を通すことができないため、3条申請に回ってきたということです。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。記載が残っているということで、このような方法しかなかったということです。他になにかございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案の

とおりに『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の説明をお願いします。

( 大島昭吾推進委員挙手 )

はい、大島推進委員。

大島昭吾推進委員

私は、総会資料5ページ、議案第52号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市土沢地内における贈与を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、日光市土沢地内、土沢インターから北西へ、約900メートルの場所に位置します。案内図による説明です。新里街道の土沢十文字のコンビニエンスストアから市道を南へ100メートルほどのところと、さらに北西に150メートルほどのところに申請地があります。公図による説明です。申請地は4筆で、登記簿地目はすべて畑、現況はすべて田となっております。こちらが写真です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻及び野菜を栽培しております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしく願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告願います。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

親子間の贈与による所有権移転ということで、何ら問題はないと思います。部会では許可相当と判断いたしましたのでご審議の程宜しく願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、部会以外の方からのご意見等をお受けいたします。何かございますか。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

現況は田ということですが、田には見えませんがどうなのでしょう。

(大島昭吾推進委員挙手)

はい、大島委員

福田 絹江 議長  
大島昭吾推進委員

水口もありまして水を引ける状態だということを確認しております。現在は休耕田ということだと思います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

福田 絹江 議長  
加藤英利農業委員

もと田であったとすれば畦の跡とかが見えると思いますが。

(鯉沼慶主任挙手)

はい、鯉沼主任。

福田 絹江 議長  
鯉沼慶主任事務局

事務局としましては、本人から申請があったときに、今後もしっかりやっていくということで、書類上の要件も満たしていただきましたので申請を受けた次第です。譲渡人が生きている間に整理し、家族と一緒にやっていくということでございます。

福田 絹江 議長

皆さん、納得していただけたでしょうか。水田としてやっていただくことを期待したいと思います。皆さん、通りかかったときに、のぞいていただければ一目瞭然かと思えます。

他になにかございますか。

( 「なし。」との声あり )  
それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )  
挙手全員であります。よりまして、3条番号3番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きます、番号4番について担当委員の報告を求めます。  
(富田順子推進委員挙手)  
はい、富田推進委員。

富田順子推進委員 私は議案第52号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市矢野口地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、矢野口地内、大室交差点から東、小林方面へ、約2.2キロメートルの場所に位置します。案内図による説明です。大室交差点から県道を東へ2.2キロメートルほど進んだところに申請地があります。公図による説明です。申請地は1筆で、登記簿地目は畑、現況は田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族1人で、水稻を作付けしております。申請地は譲受人の自宅の近くでありまして、現在も譲受人が耕作しております。購入後も水稻の作付けを行う予定です。この案件は利用権はありません。以上のことから農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について小池部会長から報告をお願いします。  
( 小池毅農業委員挙手 )  
はい、小池部会長。

小池毅農業委員 ただいま富田委員からご説明があったとおり、もともと譲受人が利用権を設定していましたが、今回の申請に伴い利用権は外しております。部会としては、何ら問題がないと思います。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長 それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。  
(加藤英利農業委員挙手)  
はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 譲渡人と譲受人は親戚か何かですか。売買価格が高いのですが。  
(小池毅農業委員挙手)  
はい、小池委員。

福田絹江議長 親戚ではないと聞いています。  
(富田順子農業委員挙手)  
はい、富田委員。

富田順子農業委員 圃場整備したところではないですが、区画がきれいになっています。  
福田絹江議長 相対でこの価格は決まったものだと思います。  
他になにかございませんか。  
( 「なし。」との声あり )  
それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  
( 挙手全員 )  
挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長 続きます番号5番について、担当委員の報告を求めます。

( 福田富美男推進委員挙手 )  
 はい、福田推進委員。  
 福田富美男推進委員 総会資料の6ページをご覧ください。私は議案第52号の5番を担当いたしました。本申請は、日光市大沢町地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は、大沢町地内、大沢交差点から南東へ、約800メートルの場所に位置します。大沢交差点から国道119号線を南東へ約400メートル、右折して県道を450メートルほど進み、さらに右折して100メートルほど入ったところに申請地があります。申請地は2筆で、登記簿地目、現況ともにすべて田となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及びジャガイモ・サツマイモなどを作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上のことから周りに及ぼす影響はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長 ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願います。

( 高橋久美子農業委員挙手 )  
 はい、高橋副部会長。  
 高橋久美子農業委員 補足になりますが、譲受人はペンションを経営されており、自分で作った野菜やお米を提供したいという話を伺っております。あとは本人のやる気にお任せしたいとの部会での統一見解です。ご審議の程宜しくお願いいたします。

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 川村耕一農業委員挙手 )  
 はい、川村委員。  
 福田 絹江 議長 川村耕一農業委員 ここで水稻を作るのに水路はどのようになっていますか。

( 小池毅農業委員挙手 )  
 はい、小池部会長。  
 福田 絹江 議長 小池毅農業委員 航空写真では申請地の上の位置に譲受人の田があり、以前、申請があつて購入していますが、農業機械が入れなかったため田にできなかったということです。今回、道沿いの土地も購入して機械を入りやすくするということですので、今後の経過を皆さんと見ていきたいと思ひます。

( 大島一比古推進委員挙手 )  
 はい、大島委員。  
 福田 絹江 議長 大島一比古推進委員 この譲受人の方は、営農の許可はある方なのでしょうか。

福田富美男推進委員 はい、もっています。  
 福田 絹江 議長 よろしいでしょうか。他になにかございませんか。

( 「なし。」との声あり )  
 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )  
 農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

加藤 絹江 議長 続きまして、日程第6、議案第53号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

( 富田順子推進委員挙手 )  
 はい、富田委員。  
 富田順子推進委員 私は、議案第53号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市大室地内におきまして、売買により一

般住宅敷地を目的として転用する案件です。申請地は大室交差点から南東、約1.1キロメートルに位置します。大室交差点から南に1.1キロメートルほど進み、左折して35メートルほど進んだ左手が申請地です。公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は、東側は畑、北側及び西側は譲渡人の畑、南側は市道です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅敷地に利用する計画で杭打ちがしてありました。東側の農地の持主である土地改良区の同意を得ているとのこと。給排水は、公共の上水道を利用し、下水道は合併浄化槽を設置し、雨水同様、敷地内浸透処理するとのこと。写真です。こちらは、県道から東側を見た写真です。こちらは逆に東側から母屋の方を見た写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひます。  
(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池部会長。

この案件は、親子間で有償で譲渡をする案件です。部会では何ら問題はないということです。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員  
富田順子推進委員  
福田重勝推進委員

はい、福田委員。

雑排水は、敷地内浸透ということでよろしいのでしょうか。

合併浄化槽を通して敷地内浸透ということです。

うちの方で用水堀に流す所があったものですから確認しました。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員  
富田順子推進委員  
福田絹江議長

はい、加藤委員

写真を見せてください。これは用水堀ではないのでしょうか。

用水堀はないということです。

公図を見る限りでは水路はないですね。

(大島一比古推進委員挙手)

福田絹江議長  
大島一比古推進委員

はい、大島委員。

参考ですがこの辺一帯は、下水道が整備されていなくて、一般の個人住宅の面積からして側溝があってもそこに流すことはまずいと思います。浸透柵でやって、できることなら合併浄化槽、そのような市の決めがあると思いますので、それでやむを得ないと思います。

福田絹江議長

ただ今、補助的な説明がありました。ただ今の意見もふまえて、他にご意見等がございましたらお願ひします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので採決に移ります。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池委員。

私は、議案第53号の2番を担当いたしました。借人、貸人、申請地は申請のとおりです。本申請は、日光市塩野室地内におきまして、賃貸借により砂利採取及び表土置場として一時転用する案件になります。位置図です。塩野室交



差点から北西1. 1キロメートルほどの場所に位置します。案内図です。塩野室交差点を北へ800メートルほど進み、左折して500メートル進んだ左手に申請地があります。登記簿地目は山林、原野、畑です。周囲の状況ですが、東側は道路、西側は水路、南側は山林、原野、畑、田、北側も同様となります。現地には貸人、借人が立ち会いました。申請地を砂利採取に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。以上が田の写真になります。田には利用権が設定されていますが、一時転用のため利用権は休止扱いということ、利用権の解除はないということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われるので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願ひます。  
(高橋久美子農業委員挙手)

高橋久美子農業委員

はい、高橋副部会長。

この業者は、以前に針貝地内で砂利採取した際は埋め戻しが100%、小林地内では9月17日現在で95%埋め戻しがされているそうです。今回も計画通り事業を行っていくと思われるという部会の統一見解です。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員。

委員会としては砂利採取についてのみ審議すればいいということですか。埋め戻しについては他の課が担当しているのですか。

小池毅農業委員

開発行為については、砂利採取に関連する法令を遵守して採掘するということをお聞ひしております。一時転用期間は1年6カ月で、再来年の5月には埋め戻しをして現況に戻した形で引き渡すということです。開発行為については、農業委員会は直接携わらないのですが、砂利採取が終わったら埋め戻しをして元の農地にして返すということは、今までの実績からも問題ないかと思ひます。

福田絹江議長

他になにかございませんか。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池委員。

保安距離は2メートルから5メートル、採取の深さは10メートルです。保安距離については、道路に面するところは境界から5メートル、それ以外は2メートルの距離を確保するということです。

福田絹江議長

1年6カ月後に埋め戻しをして使える状態にするということですか。これまでの実績からも問題ないと思ひますがいかがでしょうか。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

補足になりますが、砂利採取の一時転用の許可の基準は、埋め戻しの割合が一番影響してきます。先ほど説明がありましたとおり前々回地は針貝、ここは埋め戻しが100%完了しています。前回地の小林では9月17日現在で95%埋め戻しが済んでいます。許可基準として前回地の半分以上埋め戻しが済んでいれば、完璧に埋め戻しがされると判断しても良いという通達が出ております。それを基準として今回の砂利採取に関して許可、不許可の判断をすることとしております。埋め戻し用の土ですが、姉妹会社というのでしょうか、●●という会社がございましてその会社が所有する土地から採取して埋め戻すという計画です。

福田絹江議長

他にご意見などはございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のと

おり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号3番について担当委員の報告を求めます。

( 大島昭吾推進委員挙手 )

はい、大島委員。

大島昭吾推進委員

私は、議案第53号の3番を担当いたしました。本申請は日光市高德地内におきまして、売買により貸駐車場を目的として転用する案件です。譲渡人・譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は、東武新高徳駅から北へ約400メートルに位置します。案内図です。121号線を東武新高徳駅から北へ200メートル進み、旧道を270メートル進んで右折し、60メートルほどの左手が申請地です。登記簿地目、現況ともに畑です。現地には行政書士が立ち会いました。譲受人は現在申請地の西側の土地を所有していますが、実家の農地を買い戻し貸駐車場に転用し近くの会社に貸すということです。周囲の状況は南側が市道、西側が宅地、東側が水路、北側は畑です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願ひます。

( 小池毅農業委員挙手 )

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

畑を貸駐車場に転用する所有権移転の案件です。説明のとおり問題ないかと思ひます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

( 「なし。」との声あり )

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

( 高橋久美子農業委員挙手 )

はい、高橋委員。

高橋久美子農業委員

私は、議案第53号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市土沢地内におきまして、売買によりアパートを目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図による説明をします。申請地は日光市土沢の交差点から南東へ280メートルに位置します。案内図です。土沢の交差点から南東へ280メートル進んだ左手に申請地があります。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は田です。周囲の状況は北側が市道、東側は水路と畑、西側は譲渡人の畑、南側は道路及びアパートです。土地利用図による説明です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会いました。申請地をアパートに利用する計画で杭打ちがしてありました。譲受人の会社は、宇都宮市に本店を置き、不動産賃貸、プロパンガス販売、電気設備工事業を主な業とする平成6年設立の資本金400万円の有限会社です。敷地内に323.78平方メートルの三階建てアパートと車両駐車スペースを設ける計画です。汚水・雑排水は公共の下水道、給水は公共の上水道を利用します。雨水は敷地内に浸透槽

を設け敷地内浸透処理します。総事業費は融資で賄い、金融機関の融資証明書が添付されています。申請地の周りのここは高低差があるため土留め擁壁を設置します。西側は譲渡人所有の畑ですが、来年度も作付けをするそうです。これは西側から見た写真です。手前が駐車場、奥がアパートになるそうです。市道と差がありますがスロープを設置し、市道側から出入りするそうです。アパート側は40～50センチメートルの高低差があるため土留め擁壁を設置するそうです。譲受人の畑には、今年はそばが作付けしてありました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願ひます。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

アパートに転用する5条申請になります。周囲に擁壁を設置すること、また北側に水路がありますが、水路の保全にも努めるということで、周辺地域に及ぼす影響もないと思ひます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第7、議案第54号「非農地証明願ひについて」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田富美男進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

私は、総会資料は8ページ、議案第54号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市山口地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。願出地は、日光市山口地内、国道119号線、大沢交差点から南東へ約1.3キロメートルに位置した場所です。案内図による説明です。大沢交差点から国道119号線を南東へ約400メートル、右折して県道を400メートルほど進み、さらに左折して500メートルほど進んだ左手が願出地です。登記簿地目は畑です。現況は宅地及び住宅に入る取付道路となっています。写真のここが取付道路、このL字型の部分が今回非農地証明願ひが出ています。周囲の状況は、東側は畑、西側は畑、南側は道路、北側は宅地です。平成7年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人が立ち会い杭打ちがしてありました。願出地は、昭和60年頃に居宅を増築した時には、すでに進入路と宅地の一部として一体的に利用されており、20年以上経過しております。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願ひます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋副部会長。

高橋久美子農業委員

空中写真でもわかるように20年以上が経過していることが明らかです。証明妥当と考えまますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受

けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(富田順子進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

私は、議案第54号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市矢野口地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。県道、大室交差点から東へ、約2.1キロメートル進んだ右手が願出地です。先ほど売買でご説明しましたが、田がこちら、願出地がこちらです。登記簿地目は畑、現況は宅地です。昭和50年撮影の空中写真が添付されております。現地には願出人と行政書士が立ち会いまして杭打ちがしてありました。願出地は、戦前から宅地として利用しており、空中写真の家は昭和44年に建て替えたそうです。20年以上経過しております。写真は、県道から南側、南側から県道の方に向かって撮った写真になります。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田絹江議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池部会長。

小池毅農業委員

空中写真でも明らかなおり20年以上経過している案件です。証明することに問題はないと考えますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

それでは担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第8、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は9ページとなります。今月の件数は1件で、面積は1筆で3,014㎡となります。「譲渡人」、「譲受人」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は10ページとなります。件数は2件、面積合計は7筆で15,937㎡となり

ます。内訳は、農業委員会扱いの利用権の更新が1件と日光市農業公社扱いの新規の利用権が1件となっております。「設定をする者（貸人）」、「設定を受ける者（借人）」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

説明が終わりました。この件についてご質問ございますか。

（「なし。」との声あり）

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第50号の案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よりまして、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年10月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後4時15分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

10番 委 員

11番 委 員